

エア・ウォーターでんき

(料金表)

2024年4月1日実施

エア・ウォーター・ライフソリューション株式会社

エア・ウォーターでんき

1 契約種別

この料金表の契約種別は、エア・ウォーターでんきBといたします。

2 対象となるお客さま

電灯または小型機器を使用され、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象で、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

- (1) お客さまが1年を通じてこの料金表の適用を希望されること。
- (2) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

3 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

4 契約電流

- (1) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (2) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

5 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気需給約款〔低圧〕（以下「需給約款」といいます。）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需給約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、需給約款

別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、需給約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、需給約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、需給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が需給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、需給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、需給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が需給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、需給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	402 円 60 銭
契約電流 15 アンペア	603 円 90 銭
契約電流 20 アンペア	805 円 20 銭
契約電流 30 アンペア	1,207 円 80 銭
契約電流 40 アンペア	1,610 円 40 銭
契約電流 50 アンペア	2,013 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	2,415 円 60 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 35 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	41 円 64 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	45 円 36 銭

6 そ の 他

(1) 当社は、需給約款 18 (日割計算) に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表 (料金適用上の電力量区分の日割

計算の基本算式) によるものといたします。

(2) この料金表に定めのない事項については、需給約款によるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この料金表は、2024年4月1日から実施いたします。

2 この料金表の実施にともなう切替措置

この料金表実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、需給約款17（料金の算定）および需給約款18（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分は、別表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）に準じて日割計算をいたします。

別 表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）

- 1 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 280 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \\ - \text{第1段階料金適用電力量}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいい、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。また、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ただし、需給約款17（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

- 2 この料金表の適用を開始し、またはこの契約が消滅した場合の1にいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

- (1) この料金表の適用を開始した場合
開始日を含む計量期間等の日数といたします。
- (2) この契約が消滅した場合
消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

- 3 この料金表の適用を開始し、またはこの契約が消滅した場合の1にいう暦日数は、次のとおりといたします。

- (1) この料金表の適用を開始した場合
開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。
- (2) この契約が消滅した場合
消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。